

条 例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「二万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第九条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「四円八十八銭」を「五円二銭」に、「三十六万五千元」を「三十七万五千五百円」に改める。

第十三条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千七百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。